

「今日から始める！ライフプラン」 【追 補】

■雇用保険の基本手当の賃金日額等の変更(令和4年8月)

(52頁)

基本手当の額 の計算式の※注意書きが次のように変わりました。

※基本手当日額には上限があり、45～59歳は8,355円、60～64歳は7,177円です。(令和4年8月～令和5年7月の額)

(53頁)

図表1が次のように変わりました。

●図表1●賃金日額に応じた率 (令和4年8月から令和5年7月まで)

賃金日額	2,657円以上	5,030円以上	11,120円超	12,380円超
	5,030円未満	11,120円以下	12,380円以下	
60歳未満	80%	80～50%		50%
60歳以上65歳未満		80～45%	45%	

注：賃金日額には上限があり、45～59歳は16,710円、60～64歳は15,950円です。

■雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額の変更(令和4年8月)

(55頁)

高年齢雇用継続給付を受ける条件と※注意書きが次のように変わりました。

高年齢雇用継続基本給付金を受ける条件

- ・60歳到達時点の賃金と比べて75%未満かつ364,595円*未満の賃金で就労している。

高年齢再就職給付金を受ける条件

- ・基本手当の給付残日数が100日以上ある。
- ・再就職先の賃金額が、基本手当のもとになった賃金額に比べて75%未満かつ364,595円*未満である。
- ・再就職手当の支給を受けていない。

*令和4年8月～令和5年7月の額。